平成２３年（フ）第７２号
広島県三原市明神３丁目16―５　グランピアⅡ101号、住民票上の住所広島県三原市沼田東町末光２番地11
債務者　仁禮　義久
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
愛媛県松山市山越４丁目２番41号　シエナ松山ハイツ706号
債務者　中谷　梨恵
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２３９号
愛媛県松山市南斎院町286番地１
債務者　梶原　宏文
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４０号
愛媛県松山市南斎院町286番地１
債務者　梶原代利香
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４３号
愛媛県松山市内浜町18番１号
債務者　相原　牧子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４７号
愛媛県松山市下伊台町1436番地第１
債務者　東　　映志
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２５３号
愛媛県伊予郡砥部町原町375番地
債務者　泉　美智江
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２５７号
愛媛県松山市市坪北２丁目11番10号　コーポ市坪203号
債務者　齊本　吉弘
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２５８号
愛媛県松山市市坪北２丁目11番10号　コーポ市坪203号
債務者　齊本　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１５３号
福岡県久留米市津福本町110番地４　シティハイツ中園Ａ101号
債務者　寺崎　宏紀
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2525番地　川原団地Ｃ―342号
債務者　坂井　　縁
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
佐賀県小城市小城町畑田2484番地
債務者　川波　和美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
佐賀県神埼市脊振町広滝545番地
債務者　田中　　進
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
宮崎市平和が丘西町32番地１　市営住宅90棟10号
債務者　海老原良一
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４２号
鹿児島県鹿児島市桜島赤生原町157番地２
債務者　浜川　和人
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９号
岩手県花巻市上諏訪516番地３、前住所大阪府摂津市千里丘東４丁目20番34号
債務者　伊藤　博明
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第４２号
岩手県花巻市桜町３丁目68番地１　市営緑ケ丘アパートＤ棟104号、前住所岩手県花巻市上諏訪243番地１　ハイツふじ101号
債務者　岩渕貴代子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部